



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年12月16日金曜日 第1720号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則.....1251

告 示

新たに生じた土地の確認（今治市）.....1265
 字の区域の変更（ " ）.....1265
 新たに生じた土地の確認（愛南町）.....1265
 字の区域の変更（ " ）.....1265
 愛媛県女性総合センターの指定管理者の指定.....1265
 愛媛県宇和海自然ふれあい館の指定管理者の指定.....1265
 愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の指定.....1266
 ファミリーハウスあいの指定管理者の指定.....1266
 愛媛県母子福祉センターの指定管理者の指定.....1266
 愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の指定.....1266
 愛媛県身体障害者福祉センターの指定管理者の指定.....1266
 愛媛県障害者更生センターの指定管理者の指定.....1266
 愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の指定.....1266
 愛媛国際貿易センターの指定管理者の指定.....1267
 愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の指定.....1267
 テクノプラザ愛媛の指定管理者の指定.....1267
 愛媛県産業情報センターの指定管理者の指定.....1267
 愛媛県物産観光センターの指定管理者の指定.....1267
 開設許可の内容の変更（2件）.....1267
 えひめ森林公園の指定管理者の指定.....1268
 三島川之江港湾計画の変更の概要.....1268
 松山観光港ターミナルの指定管理者の指定.....1268
 道路の供用開始（県道今治丹原線）.....1268
 道路の区域変更（一般国道317号）.....1269
 道路の供用開始（ " ）.....1269
 道路の区域変更（県道中山双海線）.....1269
 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....1269
 道路の供用開始（ " ）.....1270
 道後公園の指定管理者の指定.....1270
 総合運動公園の指定管理者の指定.....1270
 とべ動物園の指定管理者の指定.....1270
 南予レクリエーション都市公園の指定管理者の指定.....1270
 愛媛県生活文化センターの指定管理者の指定.....1270
 愛媛県県民文化会館の指定管理者の指定.....1271

公 告

平成18年度及び平成19年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....1271
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1274

教育委員会告示

愛媛県武道館の指定管理者の指定.....1274

公営企業告示

落札者等の告示（2件）.....1274

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第73号

愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県青少年保護条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に改める。

第5条の見出しを「（立入調査員の証）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「様式第2号」を「様式第11号」に改め、同項を同条とし、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

（書類の経由）

第14条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、自動販売機等の設置場所を管轄する地方局長を経由しなければならない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第4条を第5条とし、同条の次に次の7条を加える。

（自動販売機等の設置の届出等）

第6条 条例第5条の3第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第2号）を提出して行わなければならない。

2 条例第5条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (2) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類の写し
- (3) 自動販売機等業者が管理者とならない場合は、次に掲げる書類

ア 管理者就任承諾書（様式第3号）

イ 管理者の居所を証する書類

ウ 権限付与証明書（様式第4号）

3 条例第5条の3第3項に規定する届出済証は、届出済証（様式第5号）によるものとする。

4 届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、その理由を付し、知事に再交付を申請しなければならない。

(管理者の要件)

第7条 条例第5条の4第2項第2号の規則で定める区域は、自動販売機等が設置されている場所と同一の市町の区域に隣接する市町の区域とする。

2 条例第5条の4第2項第3号の規則で定める要件は、未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこととする。

(自動販売機等の変更等の届出)

第8条 条例第5条の5第1項の規定による届出は、自動販売機等変更等届出書(様式第6号)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第6条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(自動販売機等業者の地位の承継の届出)

第9条 条例第5条の6第3項の規定による届出は、自動販売機等承継届出書(様式第7号)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 当該届出に係る地位の承継が自動販売機等の譲受け又は借受けによるものである場合は、当該譲受け又は借受けの事実を証する書類の写し
- (2) 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し
- (3) 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

(規制場所等)

第10条 条例第5条の8第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
- (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (4) 主として青少年の体育、レクリエーション、研修又は宿泊の用に供される施設で知事が指定するもの

2 前項の指定は、告示によつて行う。

(自動販売機によるツーショットダイヤル等利用カードの販売の届出)

第11条 条例第13条の6第1項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置届出書(様式第8号)を提出して行わなければならない。

2 条例第13条の6第2項の規則で定める書類は、自動販売機の設置場所の付近の見取図及び自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類とする。

3 条例第13条の6第3項において準用する条例第5条の3第3項に規定する届出済証は、届出済証によるものとする

。 4 第6条第4項の規定は、前項の届出済証について準用する。

5 条例第13条の6第3項において準用する条例第5条の5第1項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機変更等届出書(様式第9号)を提出して行わなければならない。

6 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第2項に規定する書類を添付しなければならない。

7 条例第13条の6第3項において準用する条例第5条の6第3項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機承継届出書(様式第10号)を提出して行わなければならない。

8 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 当該届出に係る地位の承継が自動販売機の譲受け又は借受けによるものである場合は、当該譲受け又は借受けの事実を証する書類の写し
 - (2) 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し
 - (3) 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
 - (4) 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
- (公表)

第12条 条例第13条の8の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 愛媛県報への掲載
- (2) 愛媛県が発行する広報紙への掲載
- (3) 愛媛県庁舎の掲示場への掲示
- (4) 関係市町の協力を得て、関係市町の掲示場に掲示すること。
- (5) 関係市町の協力を得て、関係市町の公報又は広報紙に掲載すること。
- (6) インターネットによる公開
- (7) その他知事が適当と認める方法

2 条例第13条の8の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 条例第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項又は第13条の5第3項の規定による命令の内容

第3条の次に次の1条を加える。

(有害図書類等の陳列方法)

第4条 条例第5条第6項の規定による有害図書類等の陳列は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書類等から10センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質のものに限る。以下同じ。)

を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。

- (3) 他の図書類等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた位置にある棚又は他の図書類等を陳列する棚の背面の棚にまとめて陳列すること。
- (4) 床面から 150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列すること。
- (5) 図書類等の販売若しくは貸付けの業務又は図書類等を見せ、読ませ、若しくは聞かせる業務に従事する者が常駐する場所から半径5メートル以内の屋内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列すること。
- (6) 前各号による陳列が困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧することができない状態にしてまとめて陳列すること。

様式第2号中「第5条」を「第13条」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

9 cm

(裏)

愛媛県青少年保護条例(抜粋)

(立入調査等)

第17条 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設(自動販売機等の設置場所を含む。)若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査し、若しくは関係者に質問することができる。

- (1) 図書類等取扱業者
- (2) がん具類等の販売又は貸付けを業とする者
- (3) 自動販売機等業者等
- (4) 有害薬品類の販売を業とする者
- (5) 広告主又は広告物を管理する者
- (6) 質屋又は古物商
- (7) 興行者等
- (8) ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者

2 前項の職員は、同項の規定による立入調査又は質問を行うときは、その身分を示す証票を関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問は、必要最小限度において行なうべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第18条 (1項～5項省略)

6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1号・2号省略)

- (3) 第17条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して虚偽の陳述をした者

6
cm

様式第 2 号を様式第11号とする。
様式第 1 号の次に次の 9 様式を加える。

様式第2号(第6条関係) 自動販売機等設置届出書

自動販売機等設置届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		
愛媛県知事 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 (印) </div>		
図書類等又は がん具類等の 販売又は貸付 けをしようとする者	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	住 所	電話番号
自動販売機等 の所有者	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	住 所	電話番号
自動販売機等の種類、 型式及び製造番号		
収納する図書類等又は がん具類等の種類		
自動販売機等の設置場所		
設置場所 提供者	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	住 所	電話番号
管 理 者	氏 名	
	住 所	電話番号
販 売 又 は 貸 付 け を 開 始 し よ う と す る 年 月 日		年 月 日
備 考		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
 - (2) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類の写し
 - (3) 自動販売機等業者が管理者とならない場合は、次に掲げる書類
 - ア 管理者就任承諾書(様式第3号)
 - イ 管理者の居所を証する書類
 - ウ 権限付与証明書(様式第4号)

様式第3号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 管理者就任承諾書

管理者就任承諾書		年 月 日
殿		
管理者		
住 所		Ⓔ
氏 名		
次の自動販売機等について、愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条の4第1項に規定する管理者として、同条例第5条の7、第13条の8、第17条及び第18条の規定を了解の上、就任を承諾します。		
自動販売機等の設置場所		
自動販売機等により、図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けをしようとする者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	住 所	電話番号
自動販売機等の種類、型式及び製造番号		

愛媛県青少年保護条例(抜粋)

(管理者)

第5条の4 自動販売機等業者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

2 管理者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 自動販売機等から有害図書類等又は有害がん具類等の除去その他必要な措置を行うことができる権限を自動販売機等業者から付与されていること。
- (2) 自動販売機等が設置されている場所と同一の市町の区域その他これに準ずる区域として規則で定める区域内に居所を有すること。
- (3) その他規則で定める要件

(自動販売機等への有害図書類等又は有害がん具類等の収納禁止等)

第5条の7 自動販売機等業者及び管理者(以下「自動販売機等業者等」という。)は、有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者等は、自動販売機等に現に収納されている図書類等又はがん具類等について、第5条第2項又は第5条の2第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該有害図書類等又は有害がん具類等の除去その他必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、自動販売機等業者等が前2項の規定に違反して有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納しているときは、当該自動販売機等業者等に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。

4 知事は、自動販売機等業者等が第1項又は第2項の規定に違反して有害図書類等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納しているときは、当該自動販売機等業者等に対し、当該収納物品の除去又は販売若しくは貸出しの停止、当該自動販売機等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第13条の8 知事は、第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項又は第13条の5第3項の規定による命令をしたときは、規則で定めるところにより、当該命令を受けた者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

(立入調査等)

第17条 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設(自動販売機等の設置場所を含む。)若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査し、若しくは関係者に質問することができる。

(1)・(2) 省略

(3) 自動販売機等業者等

(4)~(8) 省略

2~4 省略

(罰則)

第18条 省略

2・3 省略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第5項、第5条の2第5項、第5条の7第1項若しくは第2項、第6条、第13条の3又は第13条の5第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条第9項、第5条の7第4項又は第13条の5第3項の規定による命令に違反した者
- (3) 省略

5 省略

6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。

(1)・(2) 省略

(3) 第17条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して虚偽の陳述をした者

7 省略

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 管理者が自署の上、押印すること。

様式第4号(第6条、様式第2号、様式第6号関係) 権限付与証明書

権 限 付 与 証 明 書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所
届出者 氏名又は名称及び ⑩
その代表者の氏名

次の自動販売機等について、その管理者に対して、愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条の4第2項第1号に規定する当該自動販売機等から有害図書類等又は有害がん具類等の除去その他必要な措置を行うことができる権限を付与しました。

自動販売機等の設置場所		
自動販売機等の種類、 型式及び製造番号		
管 理 者	氏 名	
	住 所	電話番号
備 考		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第5号(第6条、第11条関係) 届出済証

届出済証		
第	号	
年	月	日
愛媛県		

様式第6号(第8条関係) 自動販売機等変更等届出書

自動販売機等変更等届出書		年 月 日
愛媛県知事 殿		
住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名		(印)
自動販売機等の設置届出受理番号 及び受理年月日	第 号 年 月 日	
変 更 等 事 項 (該当する番号を で囲むこと。)	1 図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けをする者の氏名若しくは名称(法人にあつては、代表者の氏名を含む。以下同じ。)、住所又は電話番号の変更 2 自動販売機等の所有者の氏名若しくは名称、住所又は電話番号の変更 3 自動販売機等の種類、型式又は製造番号の変更 4 自動販売機等に収納する図書類等又はがん具類等の種類の変更 5 自動販売機等の設置場所の変更 6 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名若しくは名称、住所又は電話番号の変更 7 自動販売機等の管理者の氏名、住所又は電話番号の変更 8 自動販売機等による販売又は貸付けの休止 9 自動販売機等による販売又は貸付けの再開 10 自動販売機等による販売又は貸付けの廃止	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 等 年 月 日	年 月 日	
備 考		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
 3 次に掲げる書類を添付すること(変更に係るものに限る。)
 (1) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
 (2) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類の写し
 (3) 自動販売機等業者が管理者とならない場合は、次に掲げる書類
 ア 管理者就任承諾書(様式第3号)
 イ 管理者の居所を証する書類
 ウ 権限付与証明書(様式第4号)

様式第7号(第9条関係) 自動販売機等承継届出書

自動販売機等承継届出書		年 月 日
愛媛県知事 殿		
届出者		住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名 電話番号
自動販売機等の設置届出受理番号 及び受理年月日		第 号 年 月 日
承継前の 届出者	氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)	
	住 所	
承 継 年 月 日		年 月 日
承 継 理 由 (該当する番号を で囲むこと。)		1 譲受けによる承継 2 借受けによる承継 3 相続による承継 4 合併による承継 5 分割による承継

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 当該届出に係る地位の承継が自動販売機等の譲受け又は借受けによるものである場合は、当該譲受け又は借受けの事実を証する書類の写し
- (2) 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し
- (3) 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

様式第8号(第11条関係) ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置届出書

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置届出書 年 月 日		
愛媛県知事 殿		
届出者 住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名		
ツーショット ダイヤル等利 用カードの販 売をしようと する者	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	住 所	電話番号
自動販売機の 所 有 者	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	住 所	電話番号
自 動 販 売 機 の 型 式 及 び 製 造 番 号		
自 動 販 売 機 の 設 置 場 所		
設 置 場 所 提 供 者	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	住 所	電話番号
販売を開始しようとする年月日		年 月 日
備 考		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 自動販売機の設置場所の付近の見取図
- (2) 自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類

様式第9号(第11条関係) ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機変更等届出書

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機変更等届出書 年 月 日	
愛媛県知事 殿 住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	
第 号 年 月 日	
自動販売機の設置届出受理番号 及び 受理年月日	年 月 日
変 更 等 事 項 (該当する番号を で囲むこと。)	1 ツーショットダイヤル等利用カードの販売をする者の氏名若しくは名称(法人にあつては、代表者の氏名を含む。以下同じ。)住所又は電話番号の変更 2 自動販売機の所有者の氏名若しくは名称、住所又は電話番号の変更 3 自動販売機の種類、型式又は製造番号の変更 4 自動販売機の設置場所の変更 5 自動販売機の設置場所の提供者の氏名若しくは名称、住所又は電話番号の変更 6 自動販売機による販売の休止 7 自動販売機による販売の再開 8 自動販売機による販売の廃止
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 等 年 月 日	年 月 日
備 考	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること(変更に係るものに限る。)

- (1) 自動販売機の設置場所の付近の見取図
- (2) 自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類

様式第10号（第11条関係） ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機承継届出書

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機承継届出書 年 月 日	
愛媛県知事 殿	
届出者 住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名 電話番号	
自動販売機の設置届出受理番号 及び受理年月日	
年 月 日	
承継前の 届出者	氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)
	住 所
承 継 年 月 日	
年 月 日	
承 継 理 由 (該当する番号を で囲むこと。)	1 譲受けによる承継 2 借受けによる承継 3 相続による承継 4 合併による承継 5 分割による承継

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 当該届出に係る地位の承継が自動販売機の譲受け又は借受けによるものである場合は、当該譲受け又は借受けの事実を証する書類の写し
- (2) 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し
- (3) 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。
(愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則(昭和52年愛媛県規則第52号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第78号)附則第3項の規定の適用を受ける者に対する改正後の愛媛県青少年保護条例施行規則(以下「新規則」という。)様式第2号及び様式第8号の規定の適用については、これらの規定中「開始しようとする年月日」とあるのは、「開始した年月日」とする。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の愛媛県青少年保護条例施行規則様式第2号の規定による証票及び附則第2項の規定による廃止前の愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則様式第4号の規定による証票は、新規則様式第11号の規定による証票とみなす。

告 示

○愛媛県告示第2167号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市吉海町本庄631の1、649の1、649の5、663の2、951の1、951の12及び951の13の地先	13 253.09

○愛媛県告示第2168号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
吉海町本庄	今治市吉海町本庄631の1、649の1、649の5、663の2、951の1、951の12及び951の13の地先	公有水面埋立地	13 253.09

○愛媛県告示第2169号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
愛南町魚神山241の5、241の6、379、385、428の2から428の4まで、431、542、543の2及び543の3の地先	2,745.07

○愛媛県告示第2170号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
魚神山	愛南町魚神山241の5、241の6、379、385、428の2から428の4まで、431、542、543の2及び543の3の地先	公有水面埋立地	2,745.07

○愛媛県告示第2171号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県女性総合センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
愛媛県松山市山越町450番地
財団法人えひめ女性財団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2172号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県宇和海自然ふれあい館
- 2 指定管理者の住所及び名称
南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
愛南町
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2173号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
愛媛県総合社会福祉会館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市持田町三丁目8番15号
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2174号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
ファミリーハウスあい
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市室町74番地2
特定非営利活動法人ラ・ファミリエ
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2175号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
愛媛県母子福祉センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市中一万町7番地3
財団法人愛媛県母子寡婦福祉連合会
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2176号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
愛媛県立愛媛母子生活支援センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2177号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
愛媛県身体障害者福祉センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2178号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
愛媛県障害者更生センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2179号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
愛媛県視聴覚福祉センター

- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2180号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛国際貿易センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2181号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県植物くん蒸所
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2182号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

○愛媛県告示第2185号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
テクノプラザ愛媛
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市久米窪田町 337 番地 1
財団法人えひめ産業振興財団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2183号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県産業情報センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市久米窪田町 337 番地 1
財団法人えひめ産業振興財団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2184号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県物産観光センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム
代表者 社団法人愛媛県観光協会
構成員 社団法人愛媛県物産協会
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	市場開設者の名称		変更理由
		変更前	変更後	
青果第20号	昭和48年2月10日	城辺町青果市場組合	愛南町青果市場組合	町村合併による。

○愛媛県告示第2186号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	市場の名称		変更理由
		変更前	変更後	
青果第20号	昭和48年2月10日	城辺地方卸売市場	愛南町地方卸売市場	町村合併による。

○愛媛県告示第2187号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 公の施設の名称
えひめ森林公園
- 指定管理者の住所及び名称
松山市三番町四丁目4番地1
愛媛県森林組合連合会
- 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 指定の期間
平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

○愛媛県告示第2188号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、三島川之江港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成17年12月16日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 港湾計画の変更の概要
三島川之江港港湾計画の変更の概要（平成7年2月愛媛県告示第148号）によりその概要を告示した三島川之江港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
村松	4

(2) 土地造成及び土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
村松	19（5）	ふ頭用地
	6（1）	港湾関連用地
	85	工業用地
	9（1）	交通機能用地
	2（2）	危険物取扱施設用地
	4	緑地

注（ ）の数値は、内数で、土地造成を伴う土地利用面積を示す。

- 港湾計画の縦覧の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第2189号

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）第15条の3第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 公の施設の名称
松山観光港ターミナル
- 指定管理者の住所及び名称
松山市高浜町五丁目2259番地1
松山観光港ターミナル株式会社
- 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	西条市旦之上甲1295番1地先から 同市旦之上甲758番7まで	平成17年12月16日

○愛媛県告示第2191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	今治市玉川町長谷字竹谷乙16番3地先から 同字竹谷乙19番3まで	旧	メートル 35.7～70.3	キロメートル 0.054	
			新	25.9～70.3	0.054	

○愛媛県告示第2192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	今治市玉川町長谷字竹谷乙14番3から 同町長谷字池ノ谷乙83番3まで	平成17年12月16日

○愛媛県告示第2193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予市双海町上灘字鍛冶屋甲3440番地先から 同町上灘字表田甲3369番3まで	旧	メートル 4.8～17.4	キロメートル 0.183	
			新	9.2～24.6	0.183	

○愛媛県告示第2194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲2112番5から 同町緑甲2110番6まで	旧	メートル 4.5～17.0	キロメートル 0.020	
			新	42.0～51.3	0.020	

○愛媛県告示第2195号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲2112番5から 同町緑甲2110番6まで	平成17年12月16日

○愛媛県告示第2196号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
道後公園
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市山越 4 丁目 5 番35号
コンソーシアム G E N K I
代表者 N P O 法人 T I E S 21えひめ
構成員 株式会社愛媛庭園
構成員 株式会社遊亀
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

- 1 公の施設の名称
とべ動物園
- 2 指定管理者の住所及び名称
伊予郡砥部町上原町 240 番地
財団法人愛媛県動物園協会
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

○愛媛県告示第2197号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
総合運動公園
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市上野町乙46番地
財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

○愛媛県告示第2199号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
南予レクリエーション都市公園
- 2 指定管理者の住所及び名称
宇和島市津島町近家甲1813
南レク株式会社
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

○愛媛県告示第2198号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2200号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第 2 号）第11条第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県生活文化センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市和泉北二丁目10番 8 号
株式会社ウイン
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

○愛媛県告示第2201号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県県民文化会館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目5番1号
財団法人愛媛県文化振興財団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公 告

○公 告

平成18年度及び平成19年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 営業種別
 - (1) 文具・事務用機器類
 - (2) 機械器具類
 - (3) 自動車・舟艇類
 - (4) 印刷・製本類
 - (5) 薬品類
 - (6) 石油・燃料類
 - (7) 工事材料類
 - (8) 家具類
 - (9) その他
- 2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 資格

(1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められた者とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成18年1月16日（月）から2月24日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

5 申請書類の交付方法及び提出先

(1) 交付方法

県ホームページの申請書等電子配布サービス（<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm>）によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれば交付する。

(2) 提出先

別表のとおりとする。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

8 資格の効力

資格は、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

9 平成20年度及び平成21年度の資格審査

平成20年度及び平成21年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、平成19年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

別表（5 関係）

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県総務部管理局総務管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2156	松山市、県外
愛媛県西条地方局総務県民部総務調整課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地の1 電話番号 0897 - 56 - 1300（内線210）	新居浜市、西条市、四国中央市
愛媛県今治地方局総務県民部総務調整課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500（内線343）	今治市、上島町
愛媛県松山地方局総務県民部総務調整課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111（内線308）	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
愛媛県八幡浜地方局総務県民部総務調整課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111（内線210）	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
愛媛県宇和島地方局総務県民部総務調整課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211（内線209）	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月6日	NPO法人 ぽっかぽか	渡 部 克 彦	上浮穴郡久万高原町久万153番地	この法人は、精神障害のある人が自分らしくあたりまえに地域で生活することを支援するため、精神障害のある人の社会参加促進に関する実践活動、精神障害のある人に対する地域住民の理解促進活動等を行いながら、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第13号

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）第4条第3項の規定により、教育機関の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

- 1 教育機関の名称
愛媛県武道館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市上野町乙46番地
財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
- 3 指定をした年月日
平成17年12月13日
- 4 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第9号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年12月16日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
磁気共鳴画像診断（MRI）システム 一式 （月額賃借料／県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成17年11月29日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	4,770,255円	一般競争入札	平成17年10月14日
血管連続撮影システム 一式 （月額賃借料／県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成17年11月29日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	11,347,350円	一般競争入札	平成17年10月14日
県立病院コンピュータ断層撮影（CT）システム 二式 （月額賃借料／県立今治病院、県立新居浜病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成17年11月29日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	11,823,525円	一般競争入札	平成17年10月14日
シンチレーションカメラシステム 一式 （月額賃借料／県立新居浜病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成17年11月29日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	2,373,210円	一般競争入札	平成17年10月14日

○愛媛県公営企業告示第10号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年12月16日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
デジタルX線透視撮影装置 一式 （県立新居浜病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成17年11月29日	株式会社カワニシ松山支店 愛媛県伊予郡砥部町重光241番地3	40,530,000円	一般競争入札	平成17年10月14日